

歯科技工所変更届

年 月 日

(あて先) 名古屋市 長

(開設者) 住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人の場合は、名称及び代表者の職・氏名)

(TEL ー)

下記のとおり届出事項の一部を変更しました。

記

1 歯科技工所の名称等

名 称	
所 在 地	名古屋市 区 (TEL ー)

2 変更する項目(該当する項目に○をつけて下さい。)

1. 開設者の住所・氏名 (法人の場合は、その名称・主たる事務所所在地)	2. 名称	3. 管理者の住所・氏名
4. 業務に従事する者の氏名等 (※)	5. 構造設備	

※歯科技工所以外の場所において行う、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務（リモートワーク）を行う者・場所・連絡先を含む。

3 変更内容（詳細に記載する。）

変更前	変更後

4 変更年月日

年 月 日

添付書類…従事者の変更の場合は『免許証の写し（原本を持参すること）』・構造設備の場合は変更前後の『平面図』

提出部数…変更届・添付書類とも2部とする。（うち1部は収受印を押した上で返却します。）

○歯科技工所の構造設備基準(施行規則第13条の2関係)

次の基準のいずれにも適合すること。

- ア 歯科技工を行うのに必要な設備及び器具等を備えていること。
- イ 歯科技工を円滑かつ適切に行うのに支障のないよう設備及び器具等が整備及び配置されており、かつ、清掃及び保守が容易に実施できるものであること。
- ウ 手洗設備を有すること。
- エ 常時居住する場所及び不潔な場所から明確に区別されていること。
- オ 安全上及び防火上支障がないよう機器が配置でき、かつ、10平方メートル以上の面積を有すること。
- カ 照明及び換気が適切であること。
- キ 床は、板張り、コンクリート又はこれらに準ずるものであること。ただし、歯科技工作業の性質上やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- ク 出入口及び窓は、閉鎖できるものであること。
- ケ 防じん、防湿、防虫又は防そのための設備を有すること。
- コ 廃水及び廃棄物の処理に要する設備及び器具を備えていること。
- サ 歯科技工に伴って生じるじんあい又は微生物による汚染を防止するのに必要な構造及び設備を有すること。
- シ 歯科技工に使用される原料、材料、中間物等を衛生的かつ安全に貯蔵するために必要な設備を有すること。
- ス 歯科技工所以外の場所において、電子計算機を用いた情報処理による、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置の設計及びこれに付随する業務を行う者がいる場合は、個人情報適切な管理のための特段の措置を講じていること。

「歯科技工を行うために必要な設備及び器具等」は次のとおりであること。

①防 音 装 置	②防 火 装 置	③消 火 器	④照 明 設 備
⑤空 調 設 備	⑥給 排 水 設 備	⑦石こうトラップ	⑧空 気 清 浄 機
⑨換 気 扇	⑩技工用実体顕微鏡 (マイクロスコープ)	⑪電 気 掃 除 機	⑫分別ダストボックス
⑬防じん用マスク	⑭模 型 整 理 棚	⑮書 籍 棚	⑯救 急 箱
⑰吸 じ ん 装 置	⑱歯科技工用作業台	⑲材 料 保 管 棚 (保 管 庫)	⑳薬 品 保 管 庫